

【訂正情報】

商品コード：110-2663

2018 年度版 給与計算実務能力検定 2 級公式テキスト

◎本書の記述において下記のような誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

【2018 年 9 月 6 日現在】

刷	頁	訂正箇所	訂正前	訂正後
↓ 本文				
1~2	p8	解答と解説 A6 解説文 1 行目	<u>自分で確定申告することはできません。</u>	<u>一定の場合を除き自分で確定申告する必要はありません。</u>
1	p145	枠内 マイナンバー(個人番号)が記載された書類が会社に送られてくる！ 文末	※以下の文章を追加 (※) 上記の特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)について、法律上はマイナンバーを記載することになっています。しかし、平成 30 年から当分の間は、基本的にはマイナンバーを記載しないこととされました。なお、電子情報処理組織(エルタックス)を使用する方法等による場合には、引き続きマイナンバーが記載されます。	